

指摘の概要	措置内容	措置状況
ユニバーサルデザイン・案内サイン 区庁舎については、市民にとって最も身近な施設のひとつであり、障害者や高齢者、乳幼児を連れた者など、すべての市民にとって安全で利用しやすいことが必要である。 各区役所ともおおむね整備基準を満たしているものの、視覚障害者誘導用ブロックについて階段及び傾斜路の踊り場部分等に設置されていない事例や相談窓口のカウンターについて、車いす利用者のひざや足元の入るスペースを設けるための下部の奥行きが記載用カウンターの整備基準である 45cm を下回っている事例、総合案内表示板に点字案内が設置されていない事例などが見受けられた。 すべての市民が安心して利用できる庁舎とするため、各区役所の管理者は、庁舎内の施設を最新の特定施設整備基準に照らして再度点検し、改善方策を検討して可能なものについては、早期に改善するべきである。 また、窓口でのプライバシー保護対策についても、改善を検討するべきである。 特に庁舎の建て替え、大規模修繕の際には最新の整備基準を遵守するよう十分注意をするべきである。 （各区総務課，市民参画推進局区政振興課）	今回の指摘を受け、駐車場入口サイン(障がい者用駐車場)の設置（東灘区）、総合案内板（点字付き）の設置（中央区）、2 階女子トイレ改修（洋式化、ベビーチェア付き）（北区）、南側入り口階段手すり増設（須磨区）等を実施したほか、複数区において新たに窓口でのプライバシー保護対策の仕切板を設置した。 また、関係部署と「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、改めて各区庁舎の点検を実施した結果、点字ブロックの整備不良、一部区役所の階段手摺の高さ不足、総合案内板への点字表記の不備が判明したが、これらについては平成 26 年度に改修を実施する。 今後も、兵庫区及び北区庁舎の建て替え及びその他庁舎の大規模修繕の際には営繕担当課とも十分協議し、最新の整備基準を遵守するよう努めていく。 （市民参画推進局区政振興課）	措置済
区行政総合調整会議 神戸市区行政の総合調整に関する規則（昭和 48 年 3 月制定）に基づき、各区役所に「区行政総合調整会議」が設置されている。規則では月 1 回の定例会の開催が規定されているにもかかわらず、現在は規則どおりに開催をしていない区役所が 4 区あった。 この規則は、区役所と各区の区域を所管する事業所等との相互の連絡調整を円滑にし、行政効果の向上に資することを目的としており、本来規則	規則の施行から 40 年が経過し、当初の趣旨であった「区長が区内行政の進捗状況を常時把握する」点については、昨今の ICT の発達により情報共有が容易になっていることや、この会議以外にも情報交換や意見交換を行う機会があることから、各区の実情に応じて柔軟かつ実質的に会議を運用してもらえるよう、平	措置済

平成 24 年度 行政監査（「区役所における市民サービス」について

監査対象：市民参画推進局・各区役所）

指摘の概要	措置内容	措置状況
に則した運営を行うべきものである。しかしながら、現在では規則で定められている会議の構成員である事業所長等は、区役所職員を兼務することが多くなっており、また ICT の発達により情報共有も容易になっている。区の特性等に応じた会議の運営が行えるように、規則の見直しも含めて検討すべきである。 （東灘区・西区まちづくり課，中央区・北区まちづくり推進課，市民参画推進局市民協働推進課） □	成 25 年 10 月 1 日付けで規則の一部改正（第 12 条第 2 項削除）を行った。 （市民参画推進局市民協働推進課） 規則の改正を受け、中央区行政総合調整会議を年間 3 回程度（年度開始時、予算要求時期、年度末）開催するべく、会議の構成員と調整を行った。 （中央区まちづくり推進課）	措置済